

大龍 雇い止め訴訟で勝利報告会

原告元助手職場復帰へ

第2520号

龍谷大学(京都市伏見区)で契約更新を前提に臨時教員として勤務しながら、雇い止めされたのは不当として元助手の嶋田ミカさん(48)が地位確認を求めた裁判の和解が昨年12月に成立したことを受け、16日夜、同大学内で勝利の報告会が行われました。支援してきた教職員や学生ら60人余が喜びを分かち合いました。

嶋田さんは2007

年4月、3年間の期限付きで龍谷大学経済学部

部のサービスマニイングセンターに特別任用

教員助手として勤務。内規では「1回に限り

契約更新できる」とありましたが、一昨年3

月に雇用を打ち切れ、同年7月に提訴して

いました。和解では4月から新

たに1年の期限付きで

同大学アフランシア多文化

化社会研究センターの研究

助手として雇用されること

になり、25日から

助走期間として勤務が

始まります。

報告集会では、弁護士や

龍谷大学教職員組合、京滋

地区私大教職員組合連合、

「嶋田ミカさんの雇用継続

を求める会」「大学非正規

労働者の雇い止めを許さな

帯のあいさつが披露されました。

畑地雅之弁護士は「非正規雇用の裁判で和解し、職場復帰できるケースは画期的。同様の闘いをしている組合や弁護士からの問い合わせが増えている」と経過を報告。

同大学職組の由井浩委員長は「歴史に残る闘いの事例ではない

か。組合として当局との団交や臨時大会でも支援を決定した。本人をはじめ、弁護士、支援者の方々の支えが大きい。敬意を表したい」と述べた。

嶋田さんは「皆さんの支援に心からお礼を言いたい。和解内容が1年という期限付きで悩んだが、私のように使いつけられることがないようにはしてほしいと言ったのが悲願。裁判闘争を続けるより、非正規で働く人たちにエールを送りたいと決断しました」と感謝と決意を語りました。



嶋田さん(中央)を囲む畑地弁護士(左隣)と支援者ら